

だいしんカードローン

大垣西濃信用金庫
(令和7年2月25日現在)

1. 商品名	だいしんカードローン
2. ご利用いただける方	・年齢が満20歳以上満65歳未満の方。 ・安定継続した収入がある方。 ・(一社)しんきん保証基金の保証を受けられる方。 ・当金庫の会員となれる方。 ①当金庫の営業地区内に住所または居所を有する方。 ②当金庫の営業地区内の事業所に勤務されている方。 (地区内の住所地は、目次の下段に表示しておりますのでご参照ください) 上記条件①②のいずれかに該当される方であれば、当金庫に出資をしていただき、会員となることができます。なお、会員となっていたかなくても、ご融資をさせていただくことが可能な場合もございますので、詳しくは当金庫の本支店までお問い合わせください。 ※審査の結果、ご希望にそえない場合がありますので予めご了承下さい。
3. ご利用限度額	10万円～100万円(10万円単位)
4. ご利用期間	3年(原則として、自動更新しますが、満70歳を超えての更新はできません)
5. ご融資利率	当金庫所定の利率を適用させていただきます。 *ご融資利率は金融情勢などに応じ変動します。
6. 利息の計算方法	毎日の最終残高について付利単位を100円とした1年を365日とする日割計算とします。
7. ご返済方法	当金庫の窓口・ATMで随時ご返済が可能です。 利息決算日(毎年3月・9月の第2土曜日)までの利息をカードローン口座から自動的に引き落とし、または貸越元金に組入れさせていただきます。
8. 保証人・担保	(一社)しんきん保証基金の保証をご利用いただきますので必要ありません。
9. 手数料・保証料	・カード発行手数料は不要です。 ・保証料は、ご融資利率に含まれます。
10. 苦情処理措置・紛争解決措置	・苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または次の担当部署にお申し出ください。 大垣西濃信用金庫 コンプライアンス統括部 郵便番号:503-0828 住 所:岐阜県大垣市恵比寿町1丁目1番地 ・お問い合わせ先(平日営業日のみ 9:00～17:00) フリーダイヤル:0120-167-506 携帯電話・PHSからは 0584-47-8811(通話料有料) FAX:0584-75-6105 Eメール:customer@ogakiseino-shinkinbank.jp ・受付媒体:電話、FAX、手紙、Eメール、面談等で承ります。 ・紛争解決措置 東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日にコンプライアンス統括部または全国しんきん相談所(9時～17時、電話:03-3517-5825)にお申し出ください。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫コンプライアンス統括部もしくは全国しんきん相談所にお問い合わせください。

11. その他	だいしんカードローンは、当金庫および提携金融機関のATM(現金自動預入支払機)でご利用になれます。 また、現在のご融資利率につきましては、当金庫の本支店にお問い合わせ下さい。
---------	---